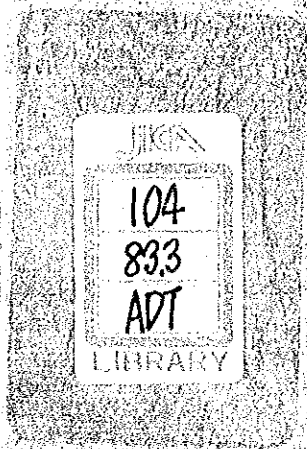


# ビルマ灌漑技術センター計画 巡回指導調査団報告書

平成元年 2 月

## 国際協力事業団



農開技
JR
89 — 33



ビルマ灌漑技術センター計画  
巡回指導調査団報告書

JICA LIBRARY

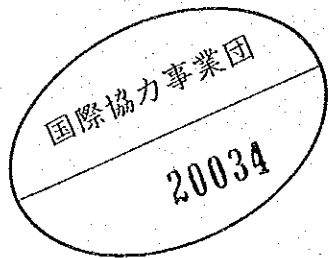


1076855141

20034

平成元年 2 月

国際協力事業団



## 序 文

ビルマ農林省は、灌漑施設の設計基準の作成、灌漑技術に関する情報の収集・分析、各種試験、技術者への研修等の活動を通じて、ビルマにおける灌漑技術の向上および技術者の養成を図る目的で「灌漑技術センター」の建設及び技術協力を要請してきた。

これを受け、日本政府は無償資金協力によりセンター建設を行ない又、プロジェクト方式の技術協力についても、昭和62年12月に実施協議調査団を派遣し討議議事録の署名を行ない、昭和63年6月以降5名の長期専門家を派遣した。

しかし、ビルマ国内の社会情勢の悪化により、専門家は避難帰国に至った。

今回の巡回指導調査団は、正常化しつつあるビルマでの本プロジェクトサイトの状況及びプロジェクト停止後の処置について調査するため派遣されたものである。

本報告書は、この調査の結果及び、避難に際して所見をまとめたものであり、今後のプロジェクト運営、避難に際し活用されることを願うものである。

最後に、この調査の実施に際し、ご協力頂いた外務省、農林水産省、在ビルマ日本国大使館をはじめ関係各位に対し、ここに深甚の謝意を表する次第である。

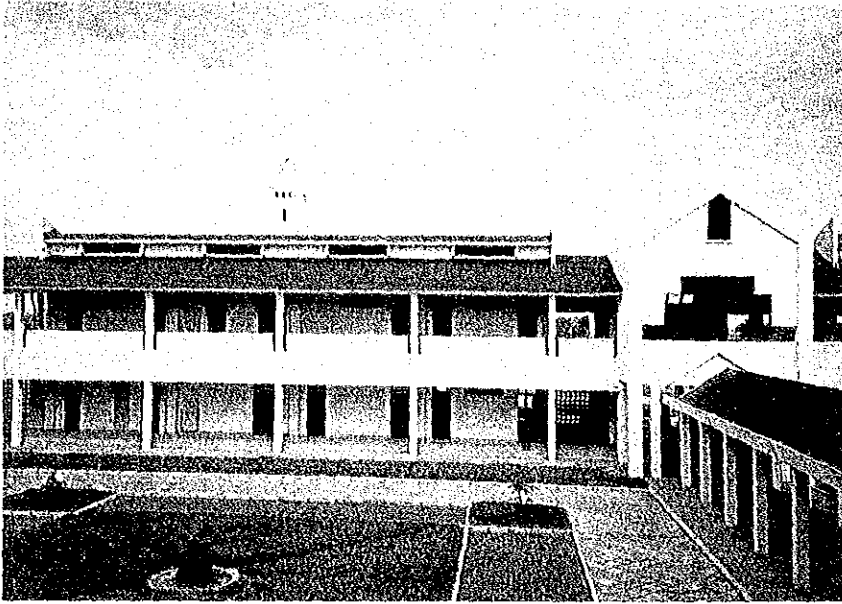
平成元年2月

国際協力事業団

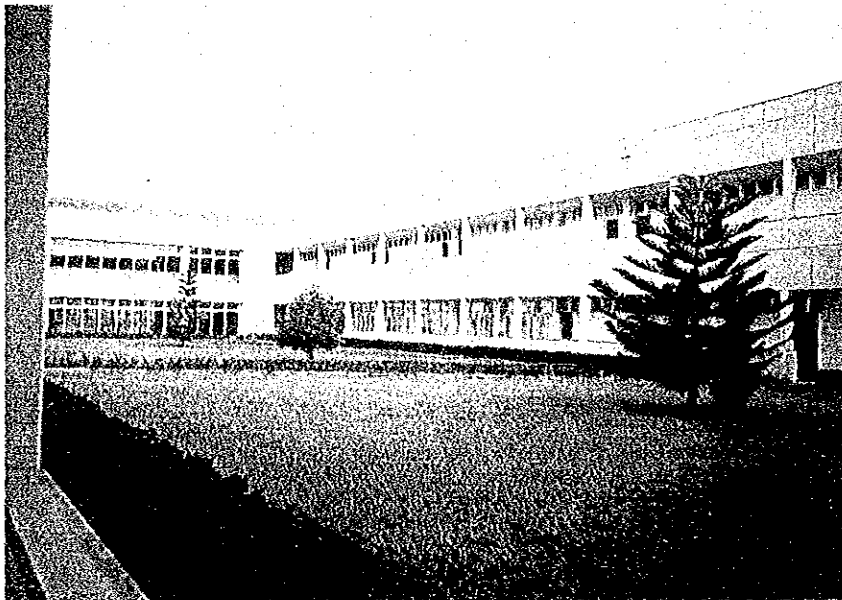
農業開発協力部

宮本和美





灌漑技術センター 管理・研修棟



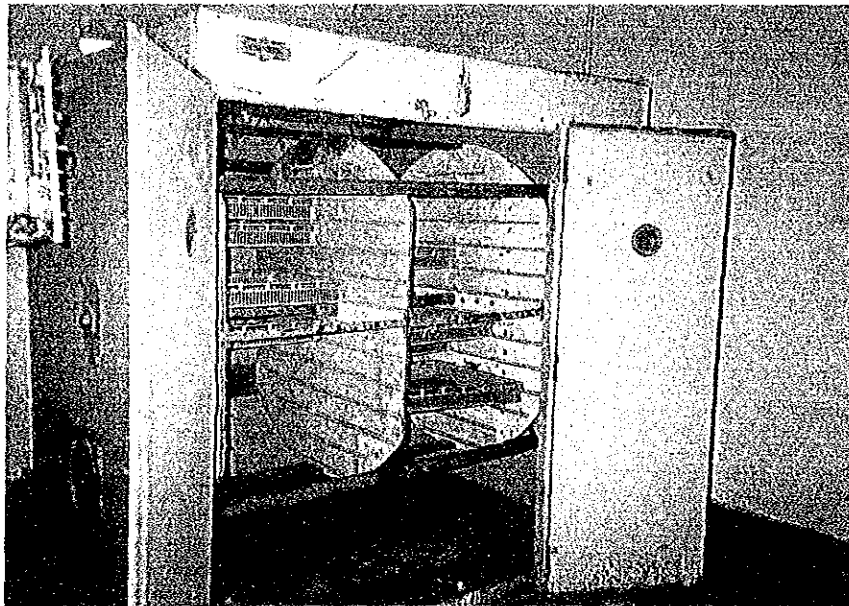
灌漑技術センター 試験・実習棟





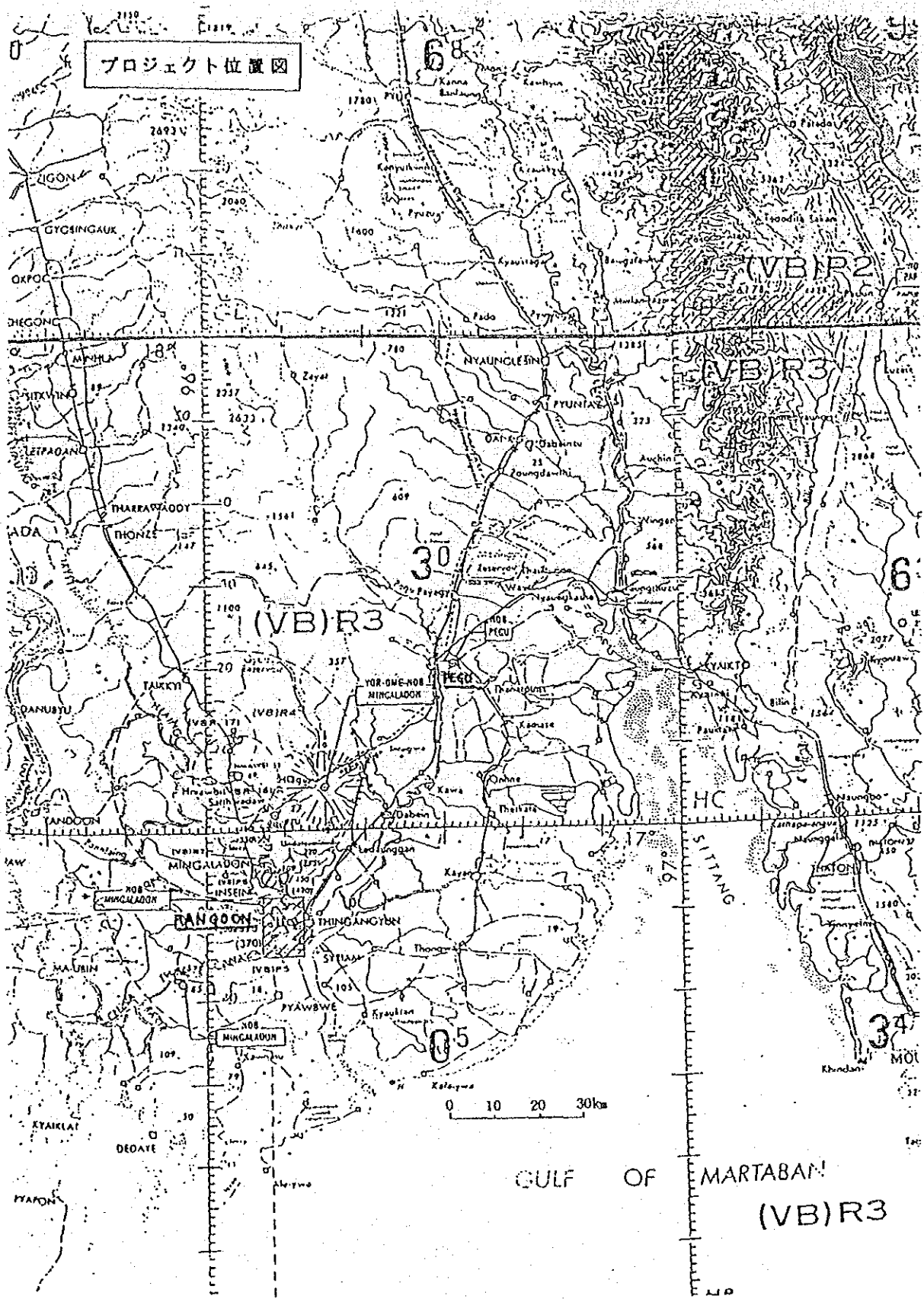


養豚養鶏開発計画 略奪後の栄養分析室



養豚養鶏開発計画 略奪後の解卵器





プロジェクト位置図



# 目 次

序文

写真

地図

目次

1. 巡回指導調査団派遣	1
1-1 経緯と目的	1
1-2 調査団の構成	2
1-3 調査日程	2
1-4 主要面談者	3
2. 調査結果	4
2-1 専門家緊急避難の経過	4
2-2 現地状況	4
2-3 ビルマ灌漑技術センター計画再開の目途	6
2-4 今後の避難に際してJICAとしてどういう取組みで対応していくか	6
付属資料	
資料-1 業務日誌	7
資料-2 ビルマ社会情勢の段階別変化	12
資料-3 ビルマ社会情勢の段階別変化に対するJICA事務所の対応	17
資料-4 緊急時における行動指針(UNDP)	23



## 1. 巡回指導調査団派遣

### 1-1 経緯と目的

ビルマでは農業は全就労人口の8割以上を吸収する基幹産業であり、ビルマ政府は農業の発展を図るために、第4次経済開発4カ年計画(1982~85)の中で、適地適作の集約的栽培による単位収量の増加、二毛作・三毛作による作付延面積の拡大による農業生産の拡大を、農業開発の重点施策として位置付けている。

このような背景から灌漑局では、灌漑施設的设计基準の作成、灌漑技術に関する情報の収集・分析、各種試験、技術者への研修等の活動を通じて、ビルマにおける灌漑技術の向上および技術者の養成を図り、ひいてはビルマの農業の発展に寄与することを目的とした「灌漑技術センター」の設立を計画し、わが国に対して同センターの無償資金協力および技術協力を要請してきた。

これを受けて、日本政府は国際協力事業団を通じて、昭和60年2月にプロジェクト・ファイディング調査団を派遣し、要請の背景、要請内容の確認を行なった。

この時点では、プロジェクトサイトは首都ラングーン市近郊ということであったが、その後、ビルマ側はラングーン市周辺に教育・研究機関が集中するのは好ましくないとして、マンドレー市(ラングーン市北方600km)にサイトを変更したいと申し入れてきた。これに対して日本側は、主として技術協力の立場から、専門家がラングーン市から通勤可能な範囲にサイトを設定するよう申し入れ、意見調整を行なった結果、9月に入りビルマ側からペグー市(ラングーン市東北70km)とすることで再提案がなされた。日本側はこの提案を基本的に受入れ可能と判断し、昭和60年10月に事前調査団を派遣した。

以上の結果を踏まえ、プロジェクト方式技術協力を開始するため実施協議調査団が昭和62年12月に派遣され、討議議事録(R/D)の署名を行ない平成元年4月1日から平成5年3月31日までの4カ年の予定でプロジェクトは開始された。昭和63年6月以降5名の長期専門家が派遣された。

しかし、ビルマ国内の社会情勢の悪化により避難帰国せざるを得なくなった。

本巡回指導調査団は、正常化しつつあるビルマでの本プロジェクトサイトの状況及びプロジェクト停止後の処置について調査するため派遣された。

## 1-2 調査団の構成

本件調査団に参加した団員については以下のとおりである。

担当分野	氏名	現職
団長(総括)	宮本和美	国際協力事業団農業開発協力部長
灌漑技術	山田稔美	前ビルマ灌漑技術センター計画専門家(チームリーダー)
材料試験	村山昇	農林水産省北陸農政局計画部資源課
データ分析	石川吉康	水資源開発公団第二工務部設計課
設計基準	古山徳春	北海道農政部設計課
農業機械	松本栄市	前ビルマ中央農業開発訓練センター専門家(農業機械)

## 1-3 調査日程

日順	月日	曜日	調査日程	宿泊地	調査内容
1	12月7日	水	移動	タイ・バンコク	東京→→→バンコク
2	8日	木	移動	バンコク	バンコク→→ラングーン
3	9日	金	打合せ	ラングーン	日本大使館, JICA事務所
4	10日	土	現地調査	ラングーン	サイト調査
5	11日	日	打合せ	ラングーン	JICA事務所
6	12日	月	現地作業	ラングーン	宮本団長離緬
7	13日	火	現地調査	ラングーン	
8	14日	水	現地調査	ラングーン	
9	15日	木	現地作業	ラングーン	
10	16日	金	現地作業	ラングーン	
11	17日	土	現地作業	ラングーン	
12	18日	日	現地作業	ラングーン	
13	19日	月	帰国報告/移動	バンコク	日本大使館/JICA事務所 ラングーン→→バンコク
14	20日	火	現地作業	バンコク	山田, 松本のみバンコク→→東京
15	21日	水	移動	東京	田口, 村山, 石川 バンコク→→→東京



#### 1-4 主要面談者

ビルマにおける主要面談者は以下のとおり。

##### (1) 在ビルマ日本大使館

大 使	大 鷹 弘
公 使	松 本 和 郎
書 記 官	松 浦 寿 彦
書 記 官	木 谷 信 之
書 記 官	雑 賀 幸 哉
書 記 官	山 田 順 一

##### (2) J I C A ビルマ事務所

所 長	藤 村 健 夫
-----	---------

## 2. 調査結果

### 2-1 専門家緊急避難の経過

昭和63年6月2日、村山、石川、古山専門家、昭和63年7月28日、山田、田口専門家の五名がビルマ国灌漑局に赴任し、各々の任務を開始していた。

過去26年間にわたりビルマ国を支配していたネ・ウィン党議長が公の場から引退し、彼の後継者であるセイン・ルイン(軍人)が党議長、及びビルマ国大統領に7月末に就任した。

これに対して、8月初めより、学生、僧侶、民衆を中心に、セイン・ルイン党議長の退陣、複数政党の公認(組合等)、総選挙の三大スローガンを掲げ集会、デモ等による反政府運動を展開し始めた。

セイン・ルイン党議長は8月3日、戒厳令、8月9日夜間外出禁止令を各々布告し、反政府運動の銃弾による押え込みを計った。

この為、米国大使館前、ゼネラルホスピタル、北オカラップ、南オカラップ等のラングーン各地でデモ隊と軍隊、警察との衝突が起り多数の死傷者がでた。

8月12日、セイン・ルイン党議長は辞任。

8月19日、文人マウン・マウン博士が党議長及びビルマ国大統領に就任し、今迄のハード路線からソフト路線への変更にて反政府運動に対応しようとしたが、8月末から9月初めにかけて、徐々に統治能力を失い国内は、混乱状態に落ち込んでいった。

特に8月24日、夕方よりガソリンの販売停止、26日、航空会社、鉄道、石油製精所、出入国管理局でストライキが始まり、さらに、公務員のストライキが拡大した。この為ガソリン、食料、生活必需品等の品不足が目立ち極端な物価、ヤミ価格の上昇が起り、人々の生活を圧迫しはじめた。

同時に8月24日、戒厳令、夜間外出禁止令の解除、25日政治犯、囚人の釈放、26日刑務所暴動・囚人の逃亡事件が発生した。軍隊、警察が治安維持活動を放棄又は意識的に無視したため(命令によるか)、人々はラングーンの至る所で自衛のために町内バリケードの設置と自警団を結成して治安の維持に努めたが、9月になって飲料水の毒物投入事件、首切事件、略奪等が頻繁に起り、治安状態が極端に悪化した。

この様な状態にあっては、専門家の身の安全の確保と技術協力実施が不可能であるとの判断に従って9月11日、TGチャーター便(救援機)により一時国外退去に至った。

### 2-2 現地状況

#### (1) 一般

a) 軍事政権によりおさえられており表面的には平静を保ち、日常活動に支障はない。但

し国民には不満がたまっている状況のようである。

- b) 日本大使館, JICA事務所の活動, 日常業務は支障なく行われている。日本商社員等入国しているようである。月末には観光ビザの発給も可能となりビザの効用期間も延長されるようである。
- c) 物資の供給が十分でなく物価は上昇し経済活動は停滞気味で生活は厳しい。特にガソリン, 米等の価格が上昇している。但し今年は米は豊作とのこと。計画停電あり, 運賃公共料金等上昇。

道路工事, 建物塗装, 街の清掃は活発に行われている。

- d) 夜間外出禁止は21時から4時まで実施され, 郊外の検問は厳しい。
- e) 政府機関, 商店等はオープンしており, 日常活動は行われている。行政機関はフル活動せず, 政策的業務はなく暫定的感じである。
- f) 経済状況及び外貨事情が悪化しており, オープンで自由な政策を打出しつつある。(外貨導入政策)

## (2) ビルマ灌漑技術センター計画 (ITC)

- a) 施設等被害を受けておらず維持管理はきちんとされている。
- b) 現在職員数は68名で, 内所長を含めた高級職員(技術者を含む)は9名で運営されている。一部の施設は利用されているが大部分はどう使ったらよいかわからず日本人専門家の早期赴任を要望している。
- c) 本年度5百万Kで職員宿舍約20戸と道路工事を実施する予定である。建物のまわりの環撃整備工事を実施中。
- d) 無償でつくった井戸が揚水出来ず(2本)新しい井戸(掘削工事中)からは水は出ている。
- e) 停電の場合の非常電源(ゼネレーター)との接触がうまく作動していない。
- f) 11月中旬に僧侶, 計画部長等を招きお祓い式を行った。(ビデオテープあり)

## (3) ビルマ中央農業開発訓練センター (CADTC)

- a) 施設等被害を受けていない。
- b) 職員も所長以下従来と同じ陣容で運営されており, ビルマ側だけで十分運営されていると考えられる。
- c) 12月中旬より2つの研修コース(60名)が実施される予定である(計画コース20名1週間, 普及コース40名4週間)

### 2-3 プロジェクト（ITC）再開の目途

- (1) 3～4月予定の総選挙によって選ばれた政権により自由で民主的な政策がとられ、日本政府が政権を承認し援助を再開すれば、本プロジェクトも再開されるであろう。
- (2) 但し選挙が公正に行われぬ場合、国民がさわぐおそれがある。
- (3) 一部には総選挙が10月になるとの予測もある。
- (4) 日本政府が政権を認め援助を再開する場合は同一步調をとっている欧米諸国等と連携とりながら、同一行動をとることになるであろう。
- (5) 早ければ2月頃には総選挙の日程の見通しがつき従って援助再開の見通しもつく可能性がある。
- (6) AIフォーム等との関連もあり、同一専門家の再派遣が望ましい。
- (7) 継続プロジェクトの援助再開については、ビルマ側新政権によるプロジェクトの継続実施を確認した上で（文書）、日本政府が再開と決められれば再開出来るという考えである。

### 2-4 今後の避難に際してJICAとしてどういう取組みで対応していくか

- (1) 状況に応じた避難の対応基準が大使館及びJICAにないため、現地では大変判断に悩む。対応措置は早めにとる必要がある。このため現地の状況（段階）に応じ判断をし、対応措置をとることが重要であるが、これのベースとなる共通の対応基準の作成が重要である。（米国、UNDP等あり）
- (2) 将来、技協の供与機材に専門家の車、大型電気器具等を含めるようにし、プロジェクト終了時に相手国に渡すようにして欲しい。そうすれば緊急避難等に際して身の廻りの物のみ持出せばよくなる。USAID等ではそのようなシステムとなっており、今回も簡単に処理したと聞いている。

附 属 资 料



資料一 業務日誌

業務日誌 ( 6 月 )

日	曜日	内 容
1	水	村山、石川、古山専門家 離日
2	木	村山、石川、古山専門家 ビルマ赴任
3	金	
4	土	
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	
9	木	
10	金	
11	土	
12	日	
13	月	
14	火	
15	水	
16	木	
17	金	JICA事務所にてビルマ情勢についての打ち合わせ (所長より)
18	土	
19	日	
20	月	
21	火	
22	水	〈専門家安全対策会議〉 ◎ 夜間ペグー市内で暴動事件発生
23	木	〈専門家安全対策会議 (ペグー市内暴動事件について)〉
24	金	
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	
29	水	
30	木	



業務日誌 ( 7 月 )

日	曜日	内 容
1	金	
2	土	
3	日	
4	月	
5	火	
6	水	
7	木	
8	金	
9	土	
10	日	日本人会 夏祭り
11	月	
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	
18	月	
19	火	ビルマの休日
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	ビルマの休日
26	火	◎セイン・ルイン ビルマ社会主義計画党議長に就任
27	水	◎セイン・ルイン ビルマ国大統領に就任
28	木	ビルマの休日 山田、田口専門家 ビルマに赴任
29	金	山田、田口専門家に対してビルマ情勢の説明と前任専門家の業務報告 (所長より)
30	土	
31	日	

業務日誌 ( 8 月 )

日	曜日	内 容
1	月	専門家全員にてベグーのITC視察
2	火	
3	水	
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	〈専門家緊急安全対策会議 (リーダー、調整員等)〉
9	火	
10	水	〈専門家自宅待機〉
11	木	緊急避難の準備、連絡網、食糧、ガソリンの確保等
12	金	村山、古山、石川、専門家家の住宅の安全確認
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	〈灌漑局に午前中出勤しても、スタッフが少なく午後からは殆ど無人の状態になり、デモ、集会に参加している様子であった。〉
17	水	
18	木	〈専門家安全対策会議〉
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	〈午前中は灌漑局に出勤するも、午後集会、デモに職員が参加するため自宅待機〉
24	水	
25	木	
26	金	○ 夕方より、ガソリン販売停止 ○ 公務員スト拡大 ○ 刑務所暴動 ○ 自衛団が結成される 夜9:00村山専門家住宅が囚人数名に囲まれる。
27	土	
28	日	
29	月	〈専門家安全対策会議〉
30	火	〈灌漑局は機能マヒのため船荷受領手續推進〉
31	水	

- 夜8:00 戒厳令の布告
- ラングーン市内で反政府デモ
- ベグー、クナッピン地区でデモ隊と軍、警察と衝突 (死傷者)
- ラングーン市内で反政府集会 20万人
- デモ激し、発砲、死傷者多数 ○夜間外出禁止令布告
- 米国大使館・ゼネラルホスピタル近辺でデモ激し、発砲、死傷者多し。
- ラングーン各地で死者多数
- 夜8:00 セイン・ルイン議長 (大統領) 辞任
- 学生、僧侶、労働者等中心の反政府デモ、集会に公務員、軍関係者等の参加がみられ始めた。
- 政府・公共機関の機能を失い始める。
- 民主化まで援助中止を反政府勢力が対日要請
- 文人、DRマウン・マウン議長、大統領就任
- 総決起集会ラグーン 30万人、マンダレー 60万人
- 戒厳令、夜間外出禁止令解除
- 朝11:00 囚人釈放
- 航空会社、鉄道、石油製糖所、出入国管理局等スト始まる。
- ガソリン、食料等の不足が目立つ。ガソリン価格1ガロ2、3.5kysがヤミ価格100kys、米は先月比 4~5割上昇
- 政府機関職員ストに参加、軍、警察も治安維持に無関心 各地で略奪 (ルーティング) が始まり始める

養務日誌 ( 9 月 )

日	曜日	内 容
1	水	
2	木	○午前11:00 日本人学校運営会議 村山、古山、石川専門家船便受領手続 (税関)
3	金	
4	土	
5	日	(専門家安全対策会議 (国外退去)) ・ 出国準備 村山、古山、石川専門家船便受取り ・ 出国準備
6	月	
7	火	○村山専門家宅の近くで騒音が発生
8	水	○日本人学校休校 (9月8日～9月13日予定)
9	木	飛行場に行くも、TGチャーター一便に乘れず
10	金	出国待機
11	土	TG救援隊にてラングーンより出国
12	日	
13	月	9月11日～10月7日 在バンコック
14	火	10月7日 帰国
15	水	
16	木	
17	金	
18	土	
19	日	
20	月	
21	火	
22	水	
23	木	
24	金	
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	
29	水	
30	木	
31	金	

- ゼネスト 50万人集會 政府職員積極的に参加
- 現政権 (DR マウン・マウン) 統治能力を失う
- 税関倉庫、せっけん工場、繊維工場、水産公社倉庫、ラングーン大学宿舍で略奪起る。
- DRマウン マウン政権の追陣と監定政府樹立要求
- ゼネスト
- ヒルマ国連機関職員国外退去
- DRマウン・マウン複数政党、総選挙を約束
- 第2波ゼネスト

## 資料－2. ビルマ社会情勢の段階別変化

ビルマ社会情勢の段階別変化(1/2)

危機の段階	1. 政情動向		2. 治安状況		3. 行政機能		4. 生活物資		5. 交通通信	
Phase I  厳重警戒	8/6	エナジョン、ベグー、タナピンで暴動	8/3	非常事態宣言、戒厳令布告	8/8	8日、9日は午後には仕事にならず、10日～12日までは、全く仕事にならず、機能は低下した。	8/8	市内の商店は殆んど閉店した。ガソリンスタンドも閉まった。断水が部分的に発生した。米価がK15にはね上った。	8/9	電話が発砲事件と共に困難となった。
	8/8	15都市で反政府デモ	8/9	夜間外出禁止令の布告	8/15	公務員は職場に戻り、一部を除き、機能した。	8/11	事態の平静化により、ガソリンスタンドも再開した。	8/10	道路がバリケードで封鎖された。このため交通が困難となり、バスが少なくなった。
8/3～9/4	8/9	28都市で反政府デモ	8/10	9日以降、発砲が続き、死者1,000人以上、逮捕者1,400人以上旧ラングーン総合病院でも発砲	8/19		8/15		8/12	
		小・中・高校等が休校となる。							8/13	道路上の障害物は除去され、バスが回復したが運賃が上昇した。
	8/10	市内各所で反政府デモ	8/11						8/25	住宅街の道路が一斉にバリケードで仕切られた。
	8/11	副首相、国防大臣が平静を呼びかけ	8/24	戒厳令の解除の後、市民は自警団を組織した。8/27以降刑務所から囚人7,500人以上が釈放された。毒物事件が続発。	8/22	公務員のデモが盛んになり、全ての行政機関がマヒしてきた。公共交通機関も停止した。	8/26	ガソリンスタンドが閉鎖され、10月24日まで供給がストップした。	9/1	ビルマ航空がストップした。
Phase II  緊急事態準備	9/5	反政府側は、9/7を期限とする暫定政府設立要求の最後通告を政府に対して行った。	9/5	4日夜から、5日朝にかけて南オカラップで略奪事件が発生し、10名以上の死者が出た。略奪は他の地区に次々に飛び火し、政府の事務所、倉庫、工場が大規模な群衆に襲われ略奪された。5～7日の3日間で38ヶ所が被害を受けた。首切り事件も発生した。		9/1以降のゼネスト続行により、行政機関は幹部のみが出勤し、行政機能は全くマヒした。		プライベートバスが主たる交通機関となり、運賃の高騰によって、人々が動けなくなっている。		ガソリンスタンドの閉鎖により、9/1以降ガソリン不足が実感されてきた。ヤミ値はK80～90/ガロンと23倍を超えた。
	9/6	大規模な略奪事件が起っているにもかかわらず、軍も警察も何もせず、全く無政府状態のような状況となった。		ネ・ウィン邸近くで兵隊が塹壕を掘っており、7～9日は付近の住人に立ちのくように伝えた。		下級公務員は、交通手段が民間のバスのみとなり運賃が3～5倍以上となり、出勤困難となった。		環状線の鉄道は1/3、国営バスは動かせるものだけ、少し動いているのみである。		これに続いて、米価も値上りし、K18～20/2kgとなった。
9/5～9/7		連日数万人規模のデモが行われた。		専門家の住宅地付近でも強盗事件が発生した。				東京からの郵便物が8/29以降全く届かなくなった。		商店も午前中数時間開くのみである。

ビルマ社会情勢の段階別変化(2/2)

危機の段階	1. 政情動向	2. 治安状況	3. 行政機能	4. 生活物資	5. 交通通信
Phase III 避難出国 9/8~9/17	<p>9/8 大ゼネストとなり、デモ隊は30万人を超えた。</p> <p>9/9 空軍兵士400人、海軍兵士30人がデモ隊に参加し、軍からの離脱徴候が現れた。</p> <p>9/10 臨時党大会、人民評議会が開催され、総選挙実施方針が決定された。他方、これに圧力をかけるべく30万以上がデモを行った。</p> <p>9/14 ハンガーストライキが増加した。</p> <p>9/16 公務員、軍人、警察はBSPPからの党籍離脱が認められると発表された。</p>	<p>9/8 デモ隊に毒入り水を提供した男女5人が捕えられ、内3人が首を切られた事件が目撃された。集団リンチの多発。</p> <p>9/10 コカイン、インsein地区で水道に毒が入れられた噂が広まった。又、肉や卵にも毒が入っているという噂で、人々が困惑した。</p> <p>9/11 事務所前の道路反対側で強盗3人が捕えられ、2人が首を切られた。</p> <p>9/17 貿易省で28人の軍人が市民に投降し、これをきっかけに市民が武装し緊迫した。</p>	<p>9/8 行政機関は、9/1以来ずっと機能がマヒしている。銀行も7日以来閉店した。</p>	<p>9/8 商店も大方閉店した。米の価格が一層高くなり、中級種でK20となった。大使館もヤミのガソリンをK80~95/ガロンで買っている。</p> <p>9/12 30%程度の商店が開くようになった。</p> <p>9/16 野菜類も20~30%値上りしている。</p>	<p>9/8 TG定期便が欠航。</p> <p>9/9 TG臨時便が運航されたが外交官家族のみが搭乗した。</p> <p>9/10 TG定期便が欠航</p> <p>9/11 TG臨時便(アメリカのチャーター)が運航され、専門家と家族24人が出国した。</p> <p>9/12 TG定期便が欠航 UBはいぜん欠航している 国営バスも数少く、長距離鉄道も動かなくなった。</p>
Phase V 出国事後 9/18~	<p>9/18 クーデターによって国軍が政権を把握し、「秩序の回復と総選挙を行う」と発表した。</p> <p>9/20 9人の閣僚が任命された。公務員は10月3日までに職場に復帰せよと通告が出された。</p> <p>○ Tin Oo, Aung Gyi, Aung S. S. Kyiの3人が連携し、国民民主連盟を設立。</p> <p>9/28 選挙管理委員会の布告に従って、3政党が登録した。10/25までに48政党が登録済。</p>	<p>9/18 夜間外出禁止(20:00~04:00)5人以上の集会、デモの禁止令が布告され、夜中市内で発砲があった。</p> <p>9/19 市内各地で軍隊がデモ隊、略奪者に発砲して死者100人以上となった。</p> <p>9/20 学生・市民が警察から武器を奪って逃走、又、5,000人以上の学生が逃亡、地下潜行、反乱軍に合流するべく国境付近に集合した、軍事訓練を受けている者もいる。</p> <p>○ 略奪事件が10月中旬まで続いた。</p>	<p>9/19 行政機関の機能マヒが続いている。</p> <p>9/28 給与をもらうため、各省庁とも80%以上が出勤したが仕事はしている。</p> <p>9/30 各省・公社とも90%以上の出勤率であったが、その後は実質1/3~1/4となっている。仕事はしていない。</p> <p>10/10 若干の工場が操業した。</p>	<p>9/19 商店も80~90%が閉店した。</p> <p>9/23 イラワジ管区等からラングーンへ、食糧(米、魚、肉、卵、etc)が軍、特別便によって輸送された。これにより米価がK15程度まで下った。10/中旬には再び上昇K17となった。</p> <p>9/26 外交団に2ガロン/車のガソリンが配給され、一般人には10/24から4ガロン/週/車配給された。</p>	<p>9/18 17日の緊張状態の中で、主要幹線の全ての道路が市民によりブロックされた。クーデター後、電話がかかりにくくなった。空港は無期限閉鎖された。</p> <p>9/22 道路上のバリケードが80%以上除去された。空港が再開された。</p> <p>9/26 TG定期便が回復</p> <p>10/1 UBが運航を再開 鉄道1/6、バス60~70%回復</p>



資料－3 ビルマ社会情勢の段階別変化に  
対するJICA事務所の対応



ビルマ社会情勢の段階別変化に対する JICA 事務所の対応 (1/2)

危機の段階	1. 大使館との連携		2. JICA本部との連携		3. タイ事務所との連携		4. 専門家への対応		5. 事務所内の措置	
Phase I 嚴重警戒 8/3 ~ 9/4	○	週2回(月・木)大使館の館内会議に参加している。	8/8	この日以降、情勢が激動してきたので、動向を毎日まとめて打電した。又、日々の動向を日記風に記録し、業務公信で送付した。			8/3	専門家に戒厳令を連絡した。主要なニュースを伝えた。	8/8	大使館が巡回させている調査班の無線を傍受して、情勢を把握した。
	8/8	情勢が緊迫してきたので無線を活用して、情報交換を行った。又、通報にも活用した。					8/10	専門家安全対策会議を開き戒厳令下の行動を注意した。電話の状態をチェックし、連絡網を改訂した。8日以降の治安状況を伝えると共に自宅待機を指示し、専門家と家族が動揺しないよう心がけた。	8/9	ルーティンができなくなり、安全対策業務に専念した。
	8/11	日本人会連絡会議	8/11	東京サイドで、11日以降米緬予定の調査団、専門家の派遣を延期ないし、中止する旨連絡があった。専門家が無事であることを家族に連絡を依頼した。	8/10	東京からの指示で、医療専門家をバンコックから日本へ帰国させた。			8/12	医療専門家チームリーダーと対応を打ち合せた。バガンに行っていた協力隊OGの鈴木が不明となり捜索した。12日PMに確認され、13日早朝帰国した。
	8/16	ビルマ医師会事件について調査し、報告した。							8/15	ガソリンの備蓄と安全対策を点検した。
	8/22	援助方針一新規を延期On- gsingは実施ときまる。							9/2	UNDP, USAID, 英, 独の動きを調べた。
	8/30	青年招聘計画を10月に延期 日本人会との連絡会議	8/12	短期専門家の早期帰国について相談した。	8/22	医療の短期専門家の帰国便とホテル予約を依頼	8/19	専門家安全対策会議医療協力専門家より早期帰国希望が出され、22日DOHと協議し、決定した。		
			9/1	専門家の執務状況を調べ報告した。	9/2	ビルマ社会情勢をこの日からタイへ転電することとした。				
Phase II 緊急事態準備 9/5 ~ 9/7	○	日本人会との連絡会イエジン、ロイコーの技術者は帰国することに決定	9/6	本部から、毎日、電話をかけてもらうことにより、状況報告と共にBangkokとの3角連絡がうまくいった。			9/5	専門家安全対策会議を開き、業務遂行状況を把握すると共に9/10頃に避難あるべしと見通しを立て、準備を指示した： 航空券、ビザ、出入国書類、残置家財、使用人、現金、業務の要処理事項、私事	9/5	9/10を目途に避難出国準備に着手した。 ・航空券購入(銀行経由) ・現金の融通 ・残置家財の預り ・Departure Form申請 ・Visa延長申請 ・各専門家の所属先からの避難出国了解とりつけ ・車の手配 ・現地業務費精算
	○	JICA専門家の避難出国日を9/10とする決定を依頼し、承諾後、本省へ打電された。		9/6	専門家の避難出国日を9/10とすることで、大使館と協議して決定しことを報告し、関係部と専門家の家族への連絡を依頼した。又、同時に、タイ事務所へも連絡を依頼した。	9/7	専門家が9/10避難出国予定となったため、ホテルの予約、Rangoon/BKK., BKK/Tokyoのフライト予約を依頼した。	9/6	田中専門家のビルマ人妻のパスポートを入手するため関係機関に要請した。	
	9/7	日本人会との連絡会で退避勧奨が出すことが同意された。							9/6	UNDPの動きを調べた。

ビルマ社会情勢の段階別変化に対する JICA 事務所の対応 (2/2)

危機の段階	1. 大使館との連携	2. JICA本部との連携	3. タイ事務所との連携	4. 専門家への対応	5. 事務所内の措置
Phase III 避難出国 9/8 ~ 9/17	<p>9/8 アメリカの軍用機が9日に飛ぶ可能性があるため、渡航用書類を作成するよう指示があった。</p> <p>9/9 アメリカンクラブに専門家を集合させるよう指示があった。</p> <p>9/11 TGのチャーター便が飛ぶという連絡を受けた。</p> <p>9/15 館員削減計画が検討された。</p>	<p>○ 避難出国可能日が、9日、10日、11日、12日と複数あったため、本部を通じて、タイ事務所へ連絡を依頼した。</p> <p>○ 本部から、毎日電話をかけてもらい、移りかわる情勢に対応した複数の対応につき打ち合せた。ビルマからの国際電話の申し込みは時間がかかり不確かであった。</p>	<p>○ 避難出国可能日が、複数であったため、ホテル予約、バンコック/東京間のフライト確保できた分につき情報を得た。</p> <p>○ タイ</p> <p>○ 又、妊娠中の専門家夫人が異常を訴えたのでバンコックでの病院手配を依頼した。</p>	<p>9/8 自宅待機を指示した。</p> <p>9/9 09:00事務所に集合してもらい、出国書類を作成準備した。</p> <p>11:00アメリカンクラブに集合させた。その後13:30空港に集合させたが、搭乗できず帰宅した。</p> <p>9/10 自宅待機を指示した。</p> <p>9/11 自宅待機中、15:30空港集合を指示し、車を手配した。18:22無事、24人が出国した。</p> <p>9/17 田中夫妻が出国した。</p>	<p>9/8 出国準備の書類、航空券を確認した。各専門家の準備状況をチェックした。</p> <p>9/9 アメリカ大使館、タイ航空と密接な連絡をとった。急な場合の車の手配をあらかじめ想定した。</p> <p>9/14 ヤミのガソリン50ガロン(K114/ガロン)を購入備蓄した。又現地補助員に米10日分を配布した。ガソリン節約を心がけランドクルーザーを停止した。</p>
Phase IV 出国事後 9/18 ~	<p>9/19 軍事政権によって、外交関係が中断したため、大使館の指示で、口上書の発出状況を点検し、報告した。</p> <p>9/22 大使館として、援助の停止を意見具申することになり、問題点を伝えた。</p> <p>9/29 略奪被害にあったプロジェクトを調査して報告した。</p>	<p>10/3 公務員の職場復帰状況をもとに、10/3時点でのビルマ情勢の総括報告及び専門家の帰国可能性の見通しを報告した。</p> <p>○ 専門家の一時帰国につき打ち合せた。</p>	<p>10/17 公用車のフロントガラスを調査団に携行してもらい、通関後、20日クーリエ便で送付してもらった手続を依頼した。</p>	<p>9/22 避難中の専門家の住居を週2回、見回っている。</p> <p>10/24 残置家財の処理方法を検討して、本部宛報告した。</p>	<p>9/22 クーデター前に受入回答の来ていた研修員から、日本に行けるかどうか問い合わせがあり、準備が間に合えばOKと回答した。</p> <p>9/23 供与機材の相手側のひきとり状況をチェックした。</p> <p>9/28 銀行が開いたので、手持現金に余裕をもたせることとした。</p> <p>10/5 ガソリンの備蓄を強化した。</p> <p>10/18 現地補助員に米10日分を配布した。</p>



#### 資料一4 緊急時における行動指針（UNDP）

緊急時における行動指針（UNDP）

危機の段階	行動対象	緊急行動の具体的内容
<p>Phase I</p> <p>Precautionary</p> <p>警戒</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部（事務総長）</li> <li>○ 事務所</li> <li>○ 事務所</li> <li>○ 事務所</li> <li>○ 要員</li> <li>○ 要員</li> <li>○ 要員</li> <li>○ 安全地帯（避難出国先）及び近隣国事務所担当官</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Phase I に入ったことを事務総長に通知し、当国への公用出張を控えさせること。</li> <li>2. 危機会議を開催し、調整センターを設置すること。</li> <li>3. 当国政府、各国大使館との連絡網を確立すること。</li> <li>4. 全ての要員に Phase I に入ったことを通知し、正確かつ最新の要員リストを作成すること。</li> <li>5. 全要員は通常通り業務を続けること。</li> <li>6. 全要員及び同家族は不必要な行動を避けること。</li> <li>7. 出国中の要員及び同家族に対し指示あるまで再入国を延期するよう通報すること。</li> <li>8. 安全地帯及び近隣国事務所担当官に Phase I に入ったことを通知すること。</li> </ol>
<p>Phase II</p> <p>Remain at Home</p> <p>自宅待機</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部（事務総長）</li> <li>○ 事務所</li> <li>○ 要員家族</li> <li>○ 安全地帯、近隣国事務所担当官</li> <li>○ 事務所</li> <li>○ 事務所</li> <li>○ 要員・家族</li> <li>○ 要員・家族</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Phase II に入ったことを事務総長に通知し、当国への旅行を禁止すること。</li> <li>2. UN 要員及び同家族に以下のように指導すること。             <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 子供の通学は取り止めること</li> <li>b) 1人当たり1個のスーツケース（15kg）を準備しておくこと</li> <li>c) Phase III に備え非常用食糧を用意しておくこと</li> <li>d) ペットの処置を決めること</li> <li>e) 特別用のない職員は自宅待機すること</li> <li>f) 特物の安全保管方法を工夫すること</li> </ul> </li> <li>3. 休暇等の既存の権利を利用し、自主的に出国すること。なお費用は後払いとする。</li> <li>4. 安全地帯及び近隣国事務所担当官に Phase II に入ったことを通知すること。</li> <li>5. 当国政府、各国大使館との連絡を密にすること。</li> <li>6. 道路、港湾、空港の状況を把握すること。</li> <li>7. 不可欠要員は通常業務を継続すること。</li> <li>8. 特別必要ない要員及び全家族は自宅待機すること。</li> </ol>

危機の段階	行動対象	緊急行動の具体的内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務所</li> <li>○ 事務所</li> <li>○ 事務所, 要員(家族)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9. Phase III での指示内容を検討すること。</li> <li>10. 調整センターにシニア職員1名を検討すること。</li> <li>11. 十分な現金を用意すること。</li> </ul>
Phase III Concentration 集 合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部(事務総長), 当国政府安全地帯, 近隣国事務所担当官</li> <li>○ 要員・家族</li> <li>○ 事務所</li> <li>○ 事務所, 要員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. Phase III に入ったことを事務総長, 当国政府, 安全地帯及び近隣国事務所担当官に通知すること。</li> <li>2. UN 要員は指定集合地点に集合すること。</li> <li>3. 必要であれば, グループ再編の際の集合場所及び安全地帯に先発隊を派遣すること。</li> <li>4. Phase IV に取るべき行動及び Phase V の避難出国手順を確認すること。</li> </ul>
Phase IV グループ再編 Regrouping wittin the Country/Area	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部(事務総長), 当国政府安全地帯及び近隣国事務所担当官</li> <li>○ 要員・家族</li> <li>○ 事務所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. Phase IV に入ったことを事務総長, 当国政府, 安全地帯及び近隣国事務所担当官に通知すること。</li> <li>2. グループを再編し, 当国内にすでに指定してある集合場所にそれぞれ集合すること。</li> <li>3. Phase V での行動を再度確認すること。</li> </ul>
Phase V Evacuation 避 難 出 国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部(事務総長), 当国政府安全地帯及び近隣国事務所担当官</li> <li>○ 安全地帯事務所担当官</li> <li>○ 要員</li> <li>○ 事務所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. Phase V に入ったことを事務総長, 当国政府, 安全地帯及び近隣国事務所担当官に通知すること。</li> <li>2. 安全地帯(避難出国先)事務所担当官に各グループ人数, 到着時間を連絡すること。</li> <li>3. 直ちに避難出国を予定されていない要員に指示を与えること。</li> <li>4. UN 要員を安全地帯へ避難出国させ, その到着の確認を依頼し, 事務総長に報告すること。</li> </ul>







JICA